平成22年11月26日開会
平成22年11月26日閉会

平成22年三宅町議会
第２回臨時会会議録

三　宅　町　議　会

平成２２年１１月三宅町議会第２回臨時会会議録目次

招集告示……1
会期日程表……2
第　１　号　（１１月２６日）
出席議員……3
欠席議員……3
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3
職務のため会議に出席した者の役職氏名……3
議事日程……4
議長あいさつ……5
町長あいさつ……5
開会の宣告……5
議事日程の報告……5
会議録署名議員の指名……6
会期の決定……6
議案第 39 号～議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決……6
町長あいさつ……11
閉会の宣告……11
署名議員……12

三宅町告示第５４６号

平成２２年１１月三宅町議会第２回臨時会を
次のとおり招集する

平成２２年１１月１６日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２２年１１月２６日　金曜日
午　前　　９時３０分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　　議会議場

平成２２年１１月三宅町議会第２回臨時会

会期日程表

平成２２年１１月２６日金曜日
平成２２年１１月２６日金曜日　　１日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	１１月２６日金曜日	午前　９時３０分	臨　時　会　開　会

平成２２年１１月三宅町議会第２回臨時会

招集の日時　　平成２２年１１月２６日金曜日午９時３０分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

若井繁孝	馬場武信	廣瀬規矩次
坂東　遥	松田睦男	池田年夫
池本久隆	辰巳勝秀	梅本勝久
若井秀友		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	森川道弘
教育長	岩井利祐	総務課長	中川　章
健康福祉課長	東浦一人	町民生活課長	西岡康次
産業建設課長	吉岡秀元	上下水道課長	松本幹彦
幼児園長	吉井五十鈴		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局	土江義仁	モニター室係	岡本豊彦
モニター室係	吉田陽介		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

２番議員	馬場武信	３番議員	廣瀬規矩次

平成２２年１１月三宅町議会第２回臨時会

議　事　日　程

平成２２年１１月２６日　金曜日

午　前　　９時３０分　開　会

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会　期　の　決　定

日程第３　　議案第３９号　　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　　議案第４０号　　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　おはようございます。

本日、平成22年11月三宅町議会第２回臨時会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての、議案２件が提出されております。慎重ご審議を賜りますよう、お願いを申しあげまして、開会のごあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　開会に先立ちまして、志野町長よりあいさつをいただきます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに、平成22年11月三宅町議会第２回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中、ご出席頂き、たいへんありがとうございます。

また、平素は、町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時議会に提案いたしておりますのは、人事院勧告に伴う常勤特別職の期末手当並びに一般職の期末・勤勉手当の引き下げ及び民間給与との較差を考慮した月例給の引き下げに伴う条例の改正案２件をご提案申しあげております。何卒慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君）　それでは、会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成22年11月三宅町議会第２回臨時会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前９時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであり

ます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により２番議員、馬場武信君及び３番議員、廣瀬規矩次君の２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日１日間とすることに決定しました。

◎議案第３９号～議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君）

日程第３、議案第 39 号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第４、議案第 40 号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての 2 件を議題といたします。

○議長（梅本勝久君）

お諮りいたします。

日程第３、議案第39号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第４、議案第40号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを、一括上程いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。一括上程いたします。

議案第39号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号　一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　本臨時会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、議案第39号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成22年8月10日の人事院勧告に準じて、特別職国家公務員の2010年度の期末手当の支給月数が、現行の3.05月から2.95月に引き下げが行われるため、今回12月支給分でその差となる▲0.10ヶ月の引き下げを行うべく提出いたしたものであります。

議案第40号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についても、先の特別職同様に、期末・勤勉手当で▲0.20月引き下げの勧告が行われ、12月支給分で▲0.20月の引き下げを実施するべき提出を行ったものであり、さらに各々国に準じて実施すべく改正を行うものであります。

民間給与との月例給の較差を考慮した55歳を超える職員については、給料及び給料に係る期末勤勉手当等の支給率▲1.5％の引き下げを行い、中高齢層・40歳台以上の職員が受ける給料を平均で▲0.1％引き下げを行うべく、各々国に準じて実施すべく改正を行う議案の提出を行ったものであります。

以上が議案2件の概要説明であり、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅本勝久君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第３、議案第39号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第４、議案第40号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを、議題として質疑を許します。質疑ありませんか。

はい、池田議員。

○６番（池田年夫君）　今、町長の方から議案説明があったんですけども、三宅町のラスパイレス指数ですが、平成20年度については88.8となっています。今回の議案は特別職や職員のボーナスをカットする条例の改正でありますが、カットすることによって三宅町のラスパイレス指数、21年度と22年度はいくらになっていますか。その指数は高いとお思いでしょうか。

次に、今度の条例改正によって特別職のカット金額、職員のカット金額、カットの合計はいくらで、一人当たりにすればいくらになりますか。また、本庁職員の平均年齢と平均給与はいくらでしょうか。そして、カットした分についての使用方法は考えておられますか。

次に、職員のボーナスと給与を削減するという条例改正案ですが、検討する上で必要なのは、三宅町内や県内の企業の従業員のボーナスや賃金を比較することであります。三宅町内の企業の従業員のボーナスは一昨年、昨年度は平均いくらになり、職員と比較した場合どの様になっていますか。

そして、奈良県内の企業の従業員と職員のボーナス、一昨年と昨年度はいくらになり、比較した場合はどの様になりますか。

○議長（梅本勝久君）　はい、町長。

○町長（志野孝光君）　池田議員の総括質疑に対してお答え申し上げます。

まず１点目のご回答といたしまして、三宅町のラスパイレス指数は、国家公務員との給与の比較対象で指数が示されるものであり、人事院勧告に準拠して国家公務員の給与が減額され、同様の基準で三宅町の職員給与を減額するため、双方とも同様の減額が行われることにより、ラスパイレス指数が変わることなく、その指数は高いとは考えておりません。すでに、平成21年度のラスパイレス指数は88.8であり、9月定例議会において人権費が決算認定されていることから、決算額が変更になることはないため、ラスパイレス指数も変わることはありません。平成22年度のラスパイレス指数は、現段階では出ておりませんので、公表できる時期が来ましたらお示しをしたいと思います。

二つ目のご質問のご回答といたしましては、一向に回復の兆しが見えてこない経済情勢の中で、民間企業の給与に準じ、いわゆるボーナス等の減額を行うことは、民間目線に立った時、私も当然であると考えております。その影響額は町長・副町長で約20万円、教育長を含めた一般職員では約800万円となり、合計では820万円、単純平均で一人当たり約76,000円の影響額があると現時点では見込んでおります。

本町の職員の平均年齢と平均給与については、毎年12月広報紙で職員の給与の概要ということでお示しをしております。平成21年4月1日現在で、一般行政職の平均年齢は、47歳と4カ月、平均給与387,400円であります。技能労務職につきましては、平均年齢は、40歳と3カ月、平均給与267,400円であります。

3つ目のご質問に対しまして、今年度を含めて将来的に年々増加するであろう住民サービスの財源にあてて参りたいと考えています。

4つ目、5つ目のご質問、同じ回答となりますので、一括してご回答申し上げます。

当町におきましては、人事委員会を設置しておりませんので、国が調査した結果に基づき給与についても準拠しているものであり、調査する必要性はないものと考えます。以上でございます。

○６番（池田年男君）　今、町長の方から答弁があったんですけれども、三宅町のラスパ

イレス指数は先程も言いましたけど、平成20年度で88.8％ということになっているんですが、類似団体の順位では、20年度で78団体中下から6番であります。全国自治体の平均ラスパイレス指数は21年度、先程88.8と同じように答弁いただいたんですけども、21年度で類似団体の順位とは何番目になっているんでしょうか。もし、ボーナスの削減を行わなかったら、国からの制裁等あるんでしょうか。次に三宅町内あるいは県内の企業の従業員の賃金やボーナスの実態調査ですけれども、町の場合でも県の統計調査が行われた訳であります。この調査でも行われてないのでしょうか。行われているとすれば、この資料を本町でも、活用できるようにすべきではないでしょうか。また、調査項目にないとすれば、独自に調査すべきではないでしょうか。答弁お願いします。

○議長（梅本勝久君）　はい、町長。

○町長（志野孝光君）

再質問でございますが、まず、ご質問に先程から20年度のラスパイレス指数が88.8というお話を幾度となくいただいているのですが、年数は多分21年度の数字をおっしゃっていると思います。私共の資料では、21年度のラスパイレス指数が88.8先程おっしゃられましたように、類似団体の順位は今、資料が手元にないもので、はっきりと申し上げられませんが、県内、町村のラスパイレス指数の順位でいいますと数値の高い方から上で１番としますと、三宅町は21番目、27町村ございまして21番目でございます。

その他のご質問ですが、全国自治体の平均ラスパイレス指数はどうのようになっていますかということですが、申し上げますと、全国地方公共団体の平均でいいますと、98.5、全国、市の平均で98.4、同じく全国町村の平均で94.6、そして県内の平均で92.6、県内市平均が96.0、県内町村平均が90.8でございます。その中で三宅町は88.8を示しております。

あと、ペナルティがあるのかどうかというご質問でございますが、平成21年度については、ペナルティがございました。率については、交付税等の減額の率についてはつかめておりません。

2つ目のご質問で、町内の企業等のそういう実態調査を行っておるのかというご質問だと思うんですが、町内では現在行っておりません。以上でございます。

○議長（梅本勝久君）　再質問？

○６番（池田年男君）　再質問というより、2番目の回答が、僕の質問と主旨が若干違うので・・・

県で毎年、予算でも統計調査の分が出ていると思うんです。それで、各企業なんかの統計調査をやっているんだと思うんですが、その中に給与だとかボーナスの分の調査が

入っているのかどうか、入っていないのであれば、町で独自に調査すべきではないかという質問です。

○町長（志野孝光君）　第１回のご回答でも申し上げましたように、町内独自で行うことは現在考えておりません。

○議長（梅本勝久君）　その他、他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　質疑なしと認めます。したがって質疑は終結します。

○議長（梅本勝久君）　これより討論を行います。討論ございませんか。

はい、池田議員。

○６番（池田年男君）　今日の臨時会に提出されている議案は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定であります。本町の場合、特別職のボーナスの減額と一般職の給与、55歳以上で６級の給与の該当者の減給であります。人事院の勧告は、今年の8月に勧告が出されましたが、内容は昨年の引き下げ続き平均94,000円もの年収減を押しつけるもので、地方公務員をはじめ、約58,000人もの労働者に影響を及ぼすものであります。22年度の8月人事院総裁は、公務と民間の給与の比較の結果、月例給、特別給のいずれにしても公務が民間を上回ったため、引き下げることにした。月例給については、今回はじめての処置として民間との給与差が拡大している傾向にある50年代後半層の高給の特別調整額、管理職手当を1.5％減じて支給、特別職のボーナスについても年間0.2月分引き下げる。このことにより、職員の年間給与は平均9.4万円、1.5％を引き下げるとしています。そして、民間企業に勤める人の平均給与が昨年5.5％減少し、最大の落ち込み幅を記録したと新聞等も報道しています。まさに、民間と公務労働者の給与の引き下げゲームをやっています。今、行わなければならないのは、内需を拡大させることであります。内需の６割は国民の購買力、すなわち消費力であります。この購買力を低下させる公務員の給与・ボーナス等の引き下げに反対することを表明し、討論といたします。

○議長（梅本勝久君）　他に討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

日程第３、　議案第39号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第４、議案第40号　一般職の職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを、採決します。

○議長（梅本勝久君）

まず、日程第３、議案第39号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

この採決は挙手で行います。

本件を原案のとおり、可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手　多数）

○議長（梅本勝久君）　挙手多数と認めます。

よって、本件は、可決することに決定しました。

次に、議案第40号　一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本件を原案のとおり、可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手　多数）

○議長（梅本勝久君）　挙手多数と認めます。

よって、本件は、可決することに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君）

以上をもちまして、本臨時議会に提出されました案件は、すべて議了いたしました。閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）

三宅町議会第２回臨時会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に、条例の一部改正案２件を慎重審議頂き、全議案可決決定を頂きました。今後とも町政発展のため、議員皆さま方には一層のご協力を頂きますと共に、12月10日には第４回定例会開催をお願いしておりますことを申し上げて、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君）

以上で、平成22年11月三宅町議会第２回臨時会を閉会いたします。

（午前　９時５１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員